

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年12月22日（平成29年（独情）諮問第85号）

答申日：平成30年4月16日（平成30年度（独情）答申第1号）

事件名：特定月以後に特定年金事務所で滞納整理実務の部内方針を変更した議事記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年金事務所で特定月以降、滞納整理実務の部内方針を変更した議事記録・部内指示文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月2日付け年機構発第6号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると次のとおりである。

（1）審査請求書

本年7月11日付けで開示請求した書面の開示を改めて求めます。不開示決定通知書には「不開示とした理由」について、「特定月以降、特定年金事務所において滞納整理実務の部内方針は変更していないため」としてあります。しかし、特定年金事務所の徴収担当職員は、不開示決定通知書記載の日付前は言うまでもなく、その後も「特定月以後方針が変わった」と繰り返し明言しています。

私どもには、どの徴収担当職員が、いつ、どの未納者に対して「特定月から部内の方針が変わった」と言ったか記録があり、「不開示とした理由」には到底納得できません。しかも、こうしたことが特定年金事務所の内部だけで行われており、機構も把握されていないのであれば、一層問題視せざるを得ないことを申し添えます。

（2）意見書

ア 趣旨

機構は、特定年金事務所について「特定月以降、滞納整理実務の部

内方針は変更していないため、変更した旨が記載された議事記録・部内指示文書は作成していない」と主張するが、到底承服し難い。特定年金事務所は特定月以降、明らかに滞納整理実務の部内方針を変更しており、機構の主張は事実と異なる。

イ 理由

別紙（添付省略）は、特定年金事務所の徴収窓口から社会保険料の滞納督促を受け、私ども特定団体に相談している事業者と、その徴収担当職員名を示した一覧である。これらの事業者が特定年金事務所の徴収窓口を訪れた時は原則担当職員が対応し、不在の場合は他の職員が対応している。さらに、場合によっては特定職員が同席している。

8人の事業者は特定月以降、特定職員を含む5人の徴収職員全員から「特定月以降、部内の徴収方針が変わった」とはっきり説明を受けている。さらに、この8人のみなさんが私どもの特定団体に相談して以降は、特定年金事務所を訪ねる際多くの場合、私どもの特定団体の事務局員3人の内いずれかが同行している。事務局員が、「滞納事業者のみなさんが『特定月より前までとは年金事務所の徴収姿勢が変わった』と口をそろえて言っているが、どうなのか？」と確認すると、徴収職員は「特定月以降、部内の方針が変わりました」と繰り返し明言している。処分庁は、私が平成29年7月11日付で提出した開示請求に対して同年8月2日付で「部内方針は変更していない」ことを理由に不開示決定を行った。しかし、それ以降今日もなお、徴収職員はやはり「従来とは方針が変わった」と明言し続けている。

したがって、機構が主張する不開示の理由は全く事実と異なっており、事実と異なる理由をもって不開示とすることは納得できない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

平成29年7月11日に、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求がなされた。

処分庁は、平成29年8月2日に、特定月以降、特定年金事務所において、滞納整理実務の部内方針は変更しておらず、本件対象文書は作成していないため、文書不存在により不開示とするとして、不開示決定（原処分）を行った。

平成29年11月1日に、本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われた。

2 見解（文書不存在の妥当性について）

機構における滞納整理事務については、国税徴収法等の法令に基づき実

施しており、その実施にあたっては滞納整理関係事務処理要領に定められた指針、判断基準、手続等に従うこととなっている。

特定年金事務所においても同要領に基づき滞納整理事務を行っており、また特定年金事務所の職員に確認したところ、特定月以降、滞納整理実務の部内方針は変更していないため、変更した旨が記載された議事記録・部内指示文書は作成していないことが確認できた。

よって特定月以降、特定年金事務所において滞納整理実務の部内方針を変更した議事記録・部内指示文書が存在しないことから文書不存在であることは妥当である。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月9日 審議
- ⑤ 同年4月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人が特定月以降に変更があったと主張する滞納整理実務に関する特定年金事務所の部内方針（以下「部内方針」という。）の当該変更に係る議事記録及び部内指示文書であり、処分庁は、特定年金事務所においてこれを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているものと解されること、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、特定年金事務所は滞納整理関係事務処理要領（平成25年11月12日要領第116号。以下「要領」という。）に基づき滞納整理事務を行っており、特定月以降、部内方針を変更していないため、本件対象文書は存在していない旨説明している。

これに対し、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、特定の複数の事業者が特定年金事務所の特定の職員から部内方針を変更した旨発言された旨主張するので、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 処分庁では、本件開示請求を受け、特定年金事務所の徴収課の職員及び徴収課長に対して2回にわたり聴取を行い、本件対象文書が存在しないことを確認した上で、原処分を行った。なお、機構では、適正な債権管理が行われず納付義務が消滅した事案の発生を踏まえ、債権管理業務の適正化を図る等の目的で、特定月に要領の改正を行ったところであるが、要領の改正後に、特定年金事務所において、当該特定年金事務所の部内方針を変更したという事実はないことも、併せて確認している。

イ 特定年金事務所の複数の徴収担当職員が、特定の複数の事業者に対して部内方針を変更した旨発言したとする審査請求人の主張についても、当該職員への聴取を行い、そのような発言をした記憶がない旨及び当該事業者に係る対応内容を復命する滞納処分票において、そのような発言を行った旨の記載がない旨の回答を得た。

(2) 諮問庁から要領の提示を受け、その内容を確認したところ、「第1基本的な考え方」において、「滞納処分は滞納者である事業主や個人の権利・義務に影響を及ぼす可能性があることに加え、現金などの公金を直接取り扱うことから、機構の徴収職員は、一人一人が社会保険各法、国税各法等の法令及び日本年金機構滞納処分等実施規程に定められた事務処理手順を遵守することが厳格に求められており、徴収職員として課せられている責任の重さを十分に認識して、適正な事務処理に万全を期さなければならない。」と記載されており、続く第2から第24において、滞納者の財産調査や財産の差押え、差押財産の換価等、滞納整理関係事務の処理について200ページ以上にわたり、事務処理要領が網羅的かつ詳細に記載されていることが認められた。

(3) また、諮問庁から要領に係る上記(1)アの改正内容の提示を受け、その内容を確認したところ、当該改正内容が債権管理業務の適正化を図るためのものであることについては、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであると認められ、また、その改正内容も詳細なものであると認められた。

(4) そうすると、特定月において機構が要領の改正を行っているものの、上記(2)のような要領の内容や上記(3)の改正内容からは、年金事務所等機構の下部機関が、要領とは異なる方針により滞納整理を行うことは許容されていないものと考えられ、さらに、そのような下部機関が要領の内容を補足するための方針を別途定める必要性もうかがわれないことから、要領に基づき滞納整理事務を行う特定年金事務所では部内方針を変更していないため、本件対象文書は存在していないとする、諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを否定するに足る事情も認められない。

また、上記（１）アの探索も特段不十分であったとは認められない。
（５）以上によれば、機構において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子